

学 生 生 活 要 綱

1. はじめに

短期大学において、学生は定められた期間で専門の学問をしっかりと身につけ、同時に自分の行動に責任を持てる自主的な者であることが求められます。そのために本学においては、充実した学生生活が行われるよう様々な支援体制を整えています。大学生活が有意義なものとなるよう工夫し設けられたものですので、十分理解し役立ててください。

2. 授業について

(1) 欠席、遅刻、早退

授業開始後、15分経過した場合は原則として欠席となります。各科目の授業期間の3分の2以上の出席がなければ、その科目については受験資格を失うので注意してください（これは3分の1までは授業を欠席できるということを意味するものではないので誤解しないようにしてください）。

また、授業中やむを得ない理由で教室から退出を希望する場合はその旨を担当教員に申し出て許可を得てから退出してください。

(2) 休講

授業担当教員がやむを得ない理由で授業を休講する場合があります。その際には、事前に休講についてアクティブポータル・Google Classroom等で連絡します。

(3) 補講

授業概要で予定していた授業計画が達成されない場合や、休講により授業回数が少ない場合などに、臨時で授業を行うことがあります。その際は通常の時間割外（5コマ目、土曜日、補講期間など）で行われます。

(4) 天候不良による休講について

積雪、暴風雨等の天候不良によって通学に著しく危険あるいは困難を伴う状況にある場合は、学長の判断により休講の措置をとります。警報・雪雨量・交通状況等とその回復予想を総合して判断しますので、各種情報に注意し短期大学からの連絡に留意してください。ただし特定の地域の状況が把握できない場合もありますので、各自の安全確保を最優先とし授業出欠の判断を行ってください。休講の通知は、アクティブポータルやクラスアドバイザーによるメール等の連絡網によって行います。そのため、連絡先の変更があった場合は、その都度報告を行うよう心掛けてください。

3. 修学上の配慮について

本学では、すべての学生が有意義な学生生活を送れるよう、質の高い教育を受ける機会を保証しています。その実現を目指し、個々の学生の教育的ニーズに応じた様々な支援を提供するため、組織的かつ総合的な学習支援の体制づくりに取り組んでいます。

障がい等の理由から修学上の配慮を必要とする学生は、申請をすることによって合理的配慮を受けることができます（内容によっては対応できない場合もあります）。まずは保健室へ相談してください。

なお、相談の際は自身の参考となる資料（診断書、カウンセラーなど専門家の所見、高校までに受けた配慮・支援等を説明する文書など）を持参してください。また、配慮については、たとえば教室の座席の変更（見えやすい、聞こえやすい、安心できるなど）や提出物等の期限延長、提出方法の変更などが挙げられます。

4. 服装について

(1) 制服の着用

学内で行われる式典（入学式、創立記念式典、卒業式など）においては必ず制服（スーツ）を着用してください。また、クラスアドバイザーおよび授業担当者より指示があった場合についても着用するようにしてください。

(2) 土足禁止箇所について

次の教室（各学科実習室、不文軒、洗心庵、OP・OA室、ピアノレッスン室内の個室、音楽室、リズム室、保健室、体育館、その他CAより指示がある箇所）は土足禁止です。指定のシューズに履き替えるか、下足を脱いで使用してください。

5. 学生証について

(1) 学生は常に学生証を携帯してください。学生証は、本学の学生としての身分を証明するものであり大切なものです。本学の教職員の要求があったときは、ただちに提示できるように常に携帯してください。

(2) 学生証を紛失した場合、または破損・汚損した場合は、所定の手続きを経て再交付を受けてください。特に紛失した場合は、悪用されることもあるので十分注意してください。

(3) 定期試験等は、学生証がなければ受験できません。

6. 学内の喫煙について

学内は喫煙所を除き、全面的に禁煙となっています。喫煙所以外の場所での喫煙は火災発生の原因となりますので固く禁じます。また、未成年者の喫煙やタバコの持ち込みが発覚した場合、訓告・謹慎（停学）、場合によっては退学等の処分の対象となります。

7. ハラスメントの防止等に関する指針

本学ではハラスメントを防止し、学生や教職員が個人として尊重され、快適な環境のもとで就学・就労する権利を保障するために相談窓口を設けています。

ハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントその他のハラスメントの総称をいいます。

「セクシュアル・ハラスメント」とは、学生や教職員が他の学生や教職員および関係者を不快にさせる性的な言動、ならびに関係者が学生や教職員を不快にさせる性的な言動をいいます。

「アカデミック・ハラスメント」とは、学生や教職員が他の学生や教職員に対して、教育上または研究上の権力を利用して、教育指導や研究活動を妨害もしくは嫌がらせを行うことをいいます。

「その他のハラスメント」とは、上記以外の言動で、学生や教職員が他の学生や教職員および関係者に対して、教育上、研究上または就労上での権力を利用して、嫌がらせを行うこと、もしくは不利益（適切な説明と本人の了解を得ている場合を除く）を与える行為をいいます。

ハラスメントにあったら、保健室、学生相談室に相談するか専用メールで相談してください(heart-support@njc.ac.jp)。相談者のプライバシーは保護され、相談者の意向をできるかぎり尊重して事態の解決に努力しますのでぜひ相談してください。

～STOP ハラスメント～ もしかしたらそれはハラスメントかも…



1. ハラスメントとは…

相手の人権を脅かす発言や行動です。ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）や電子メールで行う場合も該当します。

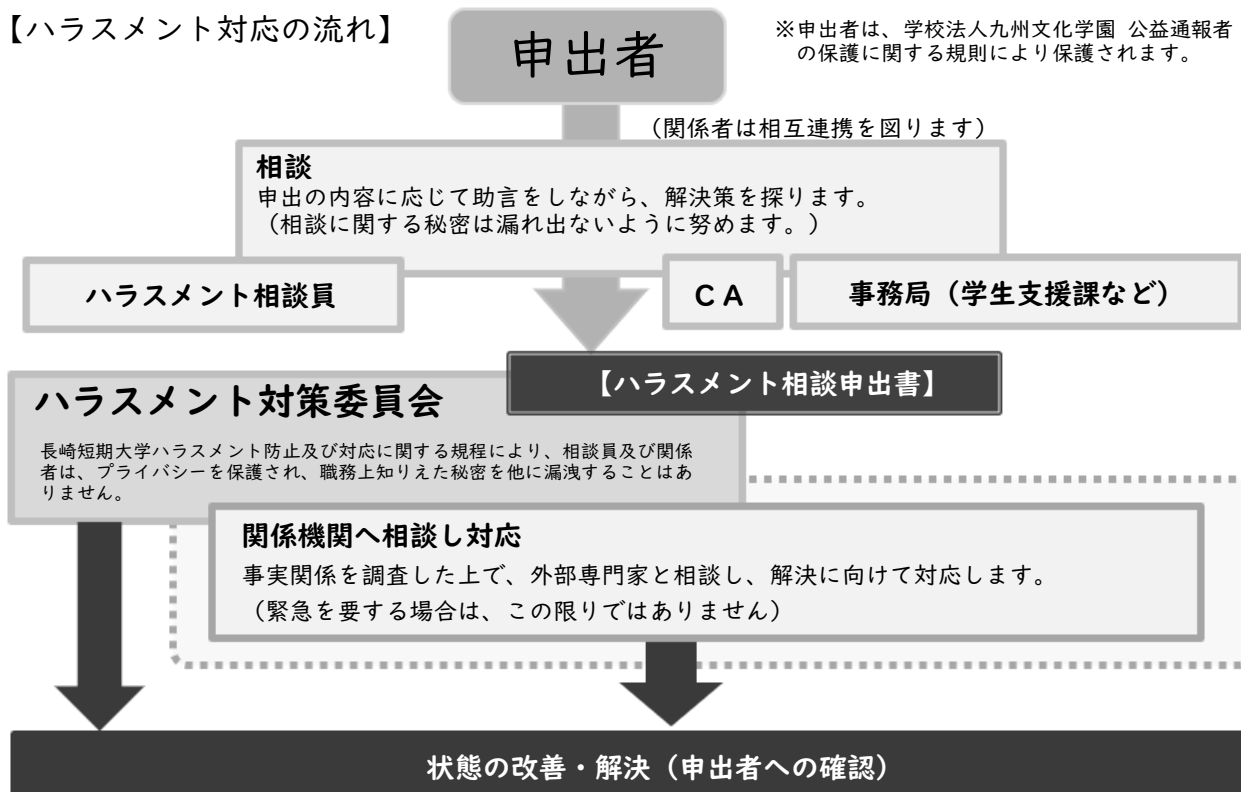
2. ハラスメントを受けたと感じたら

- ✓一人で悩まないで、周囲の人に相談しましょう。
- ✓勇気を持って「嫌だ」という意思を言葉や態度で伝えましょう。
- ✓本学のハラスメント相談員に相談しましょう。

3. ハラスメントを受けている友人がいたら

- ✓友人の相談に乗りましょう。
- ✓本学のハラスメント相談員に相談に行くことを勧めましょう。
- ✓必要なら一緒に行ってあげましょう。
- ✓実際に目撃した場合は、証人になりましょう。

【ハラスメント対応の流れ】



※申出者は、学校法人九州文化学園 公益通報者の保護に関する規則により保護されます。

8. オフィスアワーについて

学生が授業内容に関する質問をしたい場合や相談がある場合に研究室を訪ねても、教員が研究室を不在にしていることがあります。そこで、教員が確実に研究室にいる時間帯を示し、学生との行き違いを少なくするための制度をオフィスアワーと呼んでいます。

本学では、各教員のオフィスアワーをシラバスに掲載しているので、研究室を訪問する際は参考にしてください。また、事前に予約をしておく確実に面会することができますし、内容を予め伝えることで教員もそのための準備ができ、スムーズに相談が進行するでしょう。

なお、非常勤講師は特定の研究室を持っていないので、授業開始の前後で質問等に対応しています。講師控え室への訪問は可能ですが、必ず事前に了解を得るようにしてください。

学生支援について

1. 学生相談室について

本学では充実した学生生活を送れるように学生相談室を設け、担当の教職員が一緒になって考え、相談に対応しています。2年間の学生生活においては、勉学に関することや対人関係、性格上の悩み、進路に関することなど様々な悩みに出会います。このような悩みは自分自身で解決することが成長の第一歩にもなるのですが、第三者に相談した方がより良い解決策を見いだせる場合もあります。その解決のお手伝いをするのが学生相談室の役目です。気軽に相談できるように配慮されており、秘密も固く守られています。一人で悩まないで気軽に相談してください。カウンセラーは原則月・水曜日の8:30～16:30の時間帯で来校します。

＜申し込み方法＞

- ・直接、保健室に来室するか保健室専用メール (hoken@njc.ac.jp) で申し込む。
- ・クラスアドバイザーを通じて申し込む。
- ・相談室専用メール(soudansitu@njc.ac.jp) で申し込む。

2. その他各種相談について

(1) 保健室

心身の健康上の問題、修学上の配慮についての相談を受けています。

(2) 学生支援課

学生生活一般や証明書、奨学金、履修及び成績等について相談を受けています。

3. 保健室について

一般的な健康診断のほか、定期健康診断による病気の早期発見、治療に努めるとともに、ケガなどの応急手当も行っています。

また、大学の教育研究活動中（正課中・学校行事中・課外活動中など）に発生した不慮の災害事故によって学生が傷害を受けた場合の救済措置として「学生教育研究災害傷害保険」の制度があります。本学では、この保険に全員加入していますので、事故に遭い傷害を被った場合など、速やかに保健室に相談し指示を受けてください。

4. 防犯について

学内のみならず学外においても常に防犯の意識をもって行動してください。特に貴重品（携帯電話等）や金銭の管理は各自が責任を持って行い、ロッカー等の施錠、所持品への記名等十分な防犯を心がけてください。特に女性を狙った犯罪も増えています。自己防衛の意識を高めることが必要です。万一被害に遭った場合は一人で抱え込まず相談してください。最近は詐欺的犯罪に巻き込まれるケースが年々増えています。自分を守るのは自分自身であることを忘れず行動してください。

連絡先として長崎短期大学(0956-47-5566)、相浦警察署(0956-47-5110)を登録し、犯罪や事故の場合には連絡をしてください。

学生生活を送る中で、さまざまな団体や個人からの勧誘を受ける機会があるかもしれません。しかし、中には悪質なものとトラブルに発展する可能性のある勧誘も存在します。皆さんが安全に学生生活を送るために、以下の点に十分注意してください。

(1) 不審な勧誘に注意

- キャンパス内外で知らない人からしつこく勧誘を受けた場合は、はっきりと断りましょう。
- 「無料」「簡単に儲かる」などの甘い言葉には要注意です。
- 特定の宗教団体やマルチ商法などへの加入を強く勧められることがありますが、安易に応じないようにしましょう。

(2) 署名や個人情報の提供は慎重に

- どのような理由であっても、簡単に個人情報（氏名・住所・電話番号・メールアドレスなど）を教えないでください。
- 「アンケート」や「会員登録」と称して個人情報を求められる場合がありますが、内容をよく確認し、不審に感じたら断りましょう。

(3) 金銭の要求には十分警戒を

- 「入会金」や「参加費」を求められる場合、その団体の実態をよく調べましょう。
- 友人や知人からの勧誘でも、無理にお金を払わないようにしましょう。

(4) トラブルに巻き込まれたら

- 不審な勧誘を受けた場合や、断りきれずに契約してしまった場合は、一人で悩まずに教職員に相談してください。
- 消費生活センターや警察など、公的機関の相談窓口も活用できます。

5. クラスアドバイザー（CA）制度

(1) 本学においては、皆さんが学生生活を意義深くそして充実して過ごせるように、クラスアドバイザー制度を設けており、各クラスにアドバイザーがいます。

(2) クラスアドバイザーは、進路（就職・編入・留学・専攻科進学）や学修の仕方、アルバイト、学資、友人関係、健康、一人暮らしによる悩みや不安、寮生活における悩みや不安など、公私にわたり、皆さんの相談相手として指導・助言を行っています。学生相談室と同様必要な場合は気軽に相談してください。

(3) クラスアドバイザーは各クラスに原則として1人配置しています（副アドバイザーを置く場合もあります）。このクラスは受講時や学内行事に参加する単位になります。クラス内で学生相互の親睦を深めながら、充実した学生生活を送ることができるようクラスアドバイザーに積極的に相談してください。

(4) 具体的には、時間割のなかに毎週時間を設け、全体的・個人的な指導・助言を行うほか、現代の

学生が理解すべきテーマを取り上げ、専門の講師を招くこともあります。あくまでも基本にあるのは、クラスアドバイザーと学生のコミュニケーションであり、一方的なものであっては意味がなく、学生からの積極的な働きかけが必要となります。

学生がこの制度の意義をよく理解して、クラスアドバイザーとの接触の機会を多く持つことを期待します。

6. その他

(1) 研究論文の翻訳支援

国際的な査読付き学術雑誌等へ投稿する予定の研究論文を翻訳する場合、経費の一部を支援します（上限 10 万円）。

(2) 育児支援

本学は、社会人学生に対する育児支援として、認定こども園九州文化学園幼稚園に優先的に幼児を受け入れる協定を結んでいます。詳細は、学生支援課までお問い合わせください。

(3) 学修における生成系 AI の利用について

近年、ChatGPT をはじめとする生成系 AI の開発及び進歩は目覚ましいものがあり、教育や学修のあり方を一変させる可能性が指摘されています。これらの技術は我々の生活を豊かにする側面を有している一方で、それを十分に理解しないまま利用することは危険を伴います。

生成系 AI の活用には学修上のさまざまなメリットも認められることから、本学としては利用を一律に禁止するものではありませんが、無自覚な利用は主体的に考える能力の育成を阻害する恐れがあります。

これらのことを踏まえ、本学としては学生の皆さんが生成系 AI（ChatGPT 等）を利用する上での留意点を以下のとおり挙げ、注意を喚起します。

- ①生成系 AI（ChatGPT 等）によって作成された内容には誤りが含まれていることも多く、その信憑性はまだ十分ではありません。学修等において利用する場合は、常に内容の信憑性をしっかり確認することを心がけて下さい。また、授業等で利用する場合は必ず科目担当教員の指示に従って下さい。
- ②生成系 AI（ChatGPT 等）によって作成された内容をレポート・課題・論文作成等にそのまま利用し提出した場合は、不正行為とみなし成績評価を行いません。また利用の内容や方法が悪質なもののについては、懲戒の対象となることもありますので、十分に注意して下さい。
- ③個人情報等の秘密にすべき情報など公開してはならない情報は、生成系 AI（ChatGPT 等）に絶対に入力しないで下さい。これらの情報を入力した場合、意図しない形で流出したり、流用されたりする可能性があります。プライバシーやサイバーセキュリティの観点からも注意が必要です。
- ④生成系 AI（ChatGPT 等）によって作成された文章には他者の著作物が含まれている可能性があります。内容をそのまま使用することにより、知らないうちに著作権を侵害してしまうことがありますので十分に注意して下さい。生成系 AI が作成した文章を利用する場合には、利用者が入力した質問やキーワード及び生成系 AI の回答を記録し、参考資料として明示できるようにして下さい。

今後も国内外の高等教育機関からの情報収集や学内での協議等を継続的に行い、教育への活用を含め適宜見直しや検討を続けていきます。修正などがあった場合は、アクティブポータル等で通知します。

キャリア支援について

長崎短期大学では、学生一人ひとりが所期の目標に見合った進学や就職などの進路を探ることができるようなキャリア支援をクラスアドバイザーと学生支援課の協働により実施しています。

進学、就職などに関する相談があれば学年を問わず、学生支援課に気軽に相談してください。

1. 利用について

進路に関する相談・質問は学生支援課で受け付けています。予約の必要はありませんので、積極的に活用してください（留学生についても、キャリア支援を行っています）。

2. 求人票について

長崎短期大学のホームページからも求人情報を検索できます。事務局にも専用のパソコンを設置しておりますので、活用してください。

3. メール配信について

学生支援課では、様々な情報をアクティブポータルの掲示板、Google Classroom または学生の携帯メールに配信していますので、受信可能なメールアドレスの登録をお願いします。また、進路支援専用のメールアドレス(career@njc.ac.jp)も学生の皆さんの携帯に登録をお願いします。

※記載された個人情報や内容の管理には万全を期し、学内での進路に関する目的以外での使用は一切いたしません。

通学について

1. 車両通学について

車両通学の申し込み者の住所（通学距離）や交通事情を鑑みて許可証を発行しています。

- (1) 必ず事務局に申請し、許可を得て通学をしてください。許可証は必ずダッシュボードなどの外から見えやすい場所に置き、指定されたスペース以外には絶対に駐車しないでください。
- (2) 学校周辺は通勤する車や、登下校の生徒・学生の往来があります。また、一時停止が必要な道路では、必ず一時停止をして左右を確認するなど細心の注意を払いつつ運転するよう心掛けてください。なお、交通マナーの違反が続く場合は学内への乗り入れを禁止します。

2. 徒歩・自転車での通学について

- (1) 徒歩通学の場合、必ず白線の内側を歩行して通学してください。数人で横に広がってしまうと線外にはみ出してしまい、大変危険です。歩行者専用の部分を歩行するように心がけてください。
- (2) 自転車通学の場合は、一列になって登下校してください。また、必ず自転車にはライトを取り付け、夜間運転する時にはライトを点け、反射板などを身に付けて運転するようにしてください。さらに防犯のために施錠と防犯登録を行いましょう。
- (3) 短大近くのカーブや坂道は見通しが悪いため事故が起こりやすい環境にあります。各人が注意をして通学するように心掛けましょう。

アルバイトについて

本学には様々な企業などからアルバイト募集の申込みがありますが、適切なアルバイト内容かを検討

のうえ紹介するようにしています。

しかしながら、次に掲げる職種は学生として不適当な職種であるため紹介していません。アルバイト先を選ぶ際には十分注意してください。

危険を伴うもの	(例) バイク・自動車の運転、プレス・裁断機等の操作 建築現場での作業、交通量が多い路上での作業
人体に有害なもの	(例) 農薬・劇薬等の取扱い、高温度・低温度の作業
法令に違反するもの	(例) 営利あっせん業者への仲介
教育的に好ましくないもの	(例) 風俗営業関係、お酒を提供する接客業、 マルチ・ねずみ講商法、深夜の作業

アルバイト求人票は、アクティブポータルなどで紹介しており、求人票は事務室で閲覧できます。希望者は各自申込をしてください。

なお、アルバイトは原則午後 10 時までとします。また、学生として不適切なアルバイトに従事していた場合は、学則第 45 条に基づき懲戒されます。

長崎短期大学学友会会則

(名称)

第1条 本会は、長崎短期大学学友会と称し、事務所を長崎短期大学（以下「本学」という。）内におく。

(目的)

第2条 本会は、全学生の総意に基づく学生の主体的活動により、学内の芸術文化、体育の発展向上ならびに会員相互の親睦を図り、学生の福祉を推進することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、本学の在学生とする。

(会費)

第4条 本会の会員は、所定の期日までに会費を納入しなければならない。

(組織)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために次の組織をおく。

(1) 学友会総会

(2) 学友会執行部

(学友会総会)

第6条 学友会総会は、本会の最高決議機関である。

2 学友会総会は、定期総会とする。

3 学友会総会は、会長の招集によって年1回以上開催する。

ただし、次の場合は臨時総会を開催しなければならない。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 原則、会員の3分の1以上の要求があったとき。

4 学友会総会は、次の事項を決議する。

(1) 本会の一般活動方針に関する事項

(2) 予算および決算に関する事項

(3) 執行部構成員

(4) 本会則の改正に関する事項

(5) その他、会長が必要と認めた事項

5 学友会総会の開催は、原則としてその7日前に、日時、場所、議題を公示しなければならない。

6 学友会総会は、原則全会員の2分の1以上の同意をもって成立する。

7 学友会総会の議長および副議長は、執行部役員以外の会員から委嘱する。

8 学友会総会決議事項は、原則、出席者の過半数をもって決議され、可否同数の場合は議長が決定する。

(学友会執行部)

第7条 学友会執行部は学友会総会の決議に従い、協議により学友会運営並びに次の各号に掲げる事項を担当し取りまとめる。

(1) 各年度の活動基本方針に関する事項

(2) 各年度の予算及び決算に関する事項

(3) 本会会則の制定・改廃に関する事項

(4) その他、会長が必要と認めた事項

2 学友会執行部は次の役員により構成される。

- (1) 会長（1名）
- (2) 副会長（1名以上）
- (3) 会計（2名以上）
- (4) 書記（2名以上）

ただし、学友会執行部は、それぞれの必要に応じて補佐をおくことができる。

3 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は学友会を代表して、学友会執行部を総括する。任期は2月から翌年の1月末までとする。
- (2) 副会長は会長を補佐し、必要な場合、会長を代行する。
- (3) 会計は、学友会の会計事務を行う。
- (4) 書記は会議の議事録を作成ならびに保管し、すべての会議通知を行う。

(監査)

第8条 会計監査は本学がこれにあたり、学友会予算の運用の監査を行い、監査報告は次年度の総会の際に行う。

(改正)

第9条 会則の改正は、学友会総会で議決され、本学学長の承認を得なければならない。

附則

本会則は、平成19年4月1日から施行する。

本会則は、令和2年2月1日から施行する。

本会則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

本会則は、令和7年2月1日から施行する。